

# 新型コロナウイルス感染症に伴う市立小中学校の対応について

令和2年5月15日  
磐田市教育委員会

本市においては、市立小中学校の臨時休業を5月末日までとしてきました。

しかし、政府は昨日、静岡県など39の県で緊急事態宣言を解除したことや、これまで市内で感染は確認されていないこと、そして、長期間の臨時休業により児童生徒の心身への影響が懸念されていることから、次のとおり学校を再開していくこととしました。

※感染者が発生した場合は、臨時休業を含めた新たな対応についてお知らせします。

## 1 市立小中学校の再開について

5月18日（月）から、分散登校等を開始します（5月22日まで）。

5月25日（月）から、一斉登校を開始します。

- (1) 「学校預かり」は、5月22日（金）まで行います。
- (2) 次の3点について、順次、学校からお知らせします。
  - 分散登校等の内容（実施日・時間や弁当持参の有無等）
  - 学校給食の開始日
  - 夏休み等の長期休業期間・土曜日を含めた今後の授業実施日
- (3) 感染が心配で登校を控えたい場合は、学校へご相談ください。

## 2 放課後児童クラブの再開について

5月25日（月）から再開します。

## 3 中学校の部活動について

感染防止対策を徹底した上で、5月25日（月）から実施可能とします。ただし、中止期間が長期に及んだことから、生徒の体調への配慮に努めるとともに、感染予防として当面、他校との合同練習や対外試合等は自粛することとします。

## 4 保護者の皆様へのお願い

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、「うつらない」「うつさない」ための行動について、引き続きご家族皆様のご協力をお願いします。

- (1) 毎朝の登校前には、必ず検温と体調確認をしてください。
- (2) 風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養させてください。
- (3) マスクの着用にご協力ください。
- (4) 登校後にお子様が風邪等の体調不良を訴えた場合は、学校から連絡しますので、お迎えをお願いします（症状がなくなるまでは、自宅で休養してください）。
- (5) 感染が判明した場合や濃厚接触者として特定された場合は、出席停止となります（状況により、学府単位等での臨時休業を検討しています）。
- (6) ご家族の中に、感染が広がっている地域への往来など、感染の可能性が少しでもある人は、2週間程度、他者との接触を控えてください（自己隔離）。

**上記は、5月15日時点における方針であり、今後の状況によって変わる可能性があります。**